松本市告示第328号

松本市公契約条例検討委員会設置要綱を次のように定める。 令和3年6月23日

松本市長 臥雲 義尚

松本市公契約条例検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が行う契約(以下「公契約」という。)がより適正に行われること、公契約に基づく建設工事、業務委託等に係る労働者の労働環境向上、地域経済の活性化、公共事業の品質確保及び市民サービスの向上を目的とした、公契約に係る市及び事業者の責務等について定める条例の制定を検討するに当たり、専門的な見地からの意見を求めるため、松本市公契約条例検討委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 公契約に係る条例の必要性、方向性及び実効性に関すること。
  - (2) 公契約に係る条例を制定する場合における条例に規定する内容に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。 (組織)
- 第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 労働者団体代表者
  - (2) 事業者団体代表者
  - (3) 有識者
  - (4) 市職員
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者 (任期)
- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項に係る検討が 終了するまでの間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務

を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。 (庶務)
- 第7条 委員会の庶務は、財政部契約管財課において処理する。 (補則)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和3年6月23日から施行する。